

健康局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

| No. | 案件名称 | 委託種目 | 契約の相手方 | 契約金額 (税込) | 契約日 | 根拠法令 | 随意契約理由 (随意契約理由番号) | WTO |
|-----|-----------------|--------------|-----------------|--------------|--------|---------------------------|---------------------------------------|-----|
| 1 | 令和5年度 保健所清掃業務委託 | 01 建物等各種施設管理 | 東洋テックビルサービス株式会社 | 741,400 | R5.8.7 | 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり | - |

随意契約理由書

1 業務名称

令和5年度 保健所清掃業務委託

2 契約の相手方

東洋テックビルサービス株式会社

3 随意契約理由

保健所が在するあべのメディックスビルの管理組合はあべのメディックス全体使用細則を制定しており、基本原則（第2条）によりあべのメディックス全体使用細則を遵守しなければならないとある。

あべのメディックス全体使用細則第7条（4）では「専有部分（店舗及び診療所部分を除く）の清掃業務についても、共用部分と密接に関連するため、管理組合が共用部分について清掃委託している同一業者とすること」となっており、本市が清掃業務を委託する際は、管理組合が契約をしている東洋テックビルサービス株式会社へ契約が必要であるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市保健所 管理課 管理グループ

電話番号 (06)6647-0696